

労働条件等実態調査(簡易調査)

報告書

(令和4年7月31日現在)

福島市商工観光部

目 次

調査の説明	1
調査結果	
I 事業所の状況	
1 事業所構成	2
2 労働者構成	3
II 労働時間	
1 所定外労働時間	4
III 休暇制度	
1 年次有給休暇	5
IV 休業制度等	
1 育児休業制度	6
2 介護休業制度	7
V 男女共同参画	
1 管理職人数	8
2 育児等による退職者の再雇用制度	9
別添資料 令和4年度 福島市労働条件等実態調査票(簡易調査)	10

調査の説明

1. 調査の目的

本調査は、市内民間企業の労働条件のうち、労働者に対する労働条件の実態と今後の動向を調査し、労働行政の基礎資料とするものである。

2. 調査の対象

市内に所在する民間企業のうち、事業所全体で常用労働者を20人以上雇用している事業所を対象として調査を行った。

また、日本産業分類のうち、次の産業に分類される事業所はこの調査から除外した。

- ①農林水産業
- ②鉱業
- ③サービス業のうち、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ

3. 調査時点

令和4年7月31日

4. 調査実施時期

令和4年10月1日 から 令和5年1月31日 まで

5. 調査票

別添資料のとおり

6. 調査票の送付および回収

調査票は産業雇用政策課より対象事業所に発送し、記入後返送を求め回収した。(自計式通信調査)

また、福島県が実施した「令和4年度労働条件等実態調査票」での回答及びインターネット(福島市オンライン申請)での回答を可能とした。

7. 集計の方法

- ①集計は外部委託により行った。
- ②構成比、実施率等の比率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めた。
よって、合計及び総計で合わない場合がある。
- ③平均値などの整数表記についても、表示桁数以下を四捨五入して表記しているため、合計及び総計で合わない場合がある。

8. 調査票回収率

調査票配布事業所	624事業所
有効回答数	311事業所(内、常用労働者 20人以上:273事業所)
有効回答率	49.8% (内、常用労働者 20人以上:43.8%)

調査結果

I. 事業所の状況

1. 事業所構成

労働者規模別で最も多いのが20～49人の51.7%

産業別で最も多いのが製造業で23.4%

回答のあった事業所273社を労働者規模別で見ると、20～49人規模が51.7%で最も多く、以下、50～99人規模が23.4%、100人以上が24.9%となっている。

また、産業別で見ると、製造業が23.4%と最も多く、次いで、医療・福祉の14.7%、以下、建設業の14.3%、サービス業の12.8%、卸・小売業の12.1%と続き、最も少ないのは電気・ガス・水道業で2.2%である。

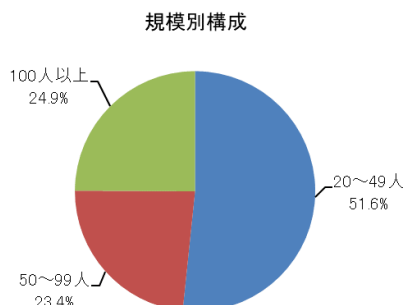
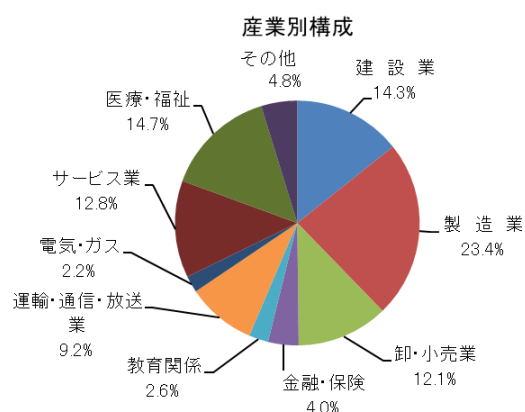
※産業別の考察においては、特段のことわりがない限り「その他」の産業区分は考察の対象として抽出しません。

表1 事業所構成 上段：事業所数、下段：%

区分	事業所数	20～49人	50～99人	100人以上
調査計	273	141	64	68
	100.0	51.7	23.4	24.9
建設業	39	27	7	5
	14.3	69.2	17.9	12.8
製造業	64	23	14	27
	23.4	35.9	21.9	42.2
卸・小売業	33	22	8	3
	12.1	66.7	24.2	9.1
金融・保険	11	5	2	4
	4.0	45.5	18.2	36.4
教育関係	7	3	3	1
	2.6	42.9	42.9	14.3
運輸・通信・放送業	25	14	6	5
	9.2	56.0	24.0	20.0
電気・ガス・水道業	6	3	1	2
	2.2	50.0	16.7	33.3
サービス業	35	23	8	4
	12.8	65.7	22.9	11.4
医療・福祉	40	15	11	14
	14.7	37.5	27.5	35.0
その他	13	6	4	3
	4.8	46.2	30.8	23.1
令和3年調査計	288	161	65	62
	100.0	55.9	22.6	21.5
令和2年調査計	298	174	62	62
	100.0	58.4	20.8	20.8

※事業所の労働者規模区分は、常用労働者による区分である。

※これ以降の集計結果も同様に常用労働者数による規模別区分とする。



2. 労働者構成

1) 雇用形態

労働者総数の男女比率はそれぞれ男性 58.1%と女性 41.9%

労働者の男女比率は、全体でそれぞれ男性 58.1%と女性 41.9%となっている。

また、男女比率をみると、「常用労働者」は男性が女性を大きく上回り、「パートタイマー」は女性の割合が高くなっている。

2) 正規雇用の状況

労働者全体における正規の比率は 71.8%

労働者全体における正規の比率は、71.8%となっている。
男女別にみると正規男性が81.4%、正規女性が58.6%と男女で差がある状況となっている。

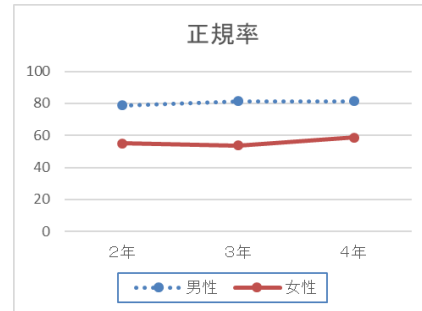


表2 労働者の雇用形態と男女比率

下段：%

区分	総数			常用労働者									臨時労働者			パートタイマー			派遣労働者及び 業務請負会社の社員		
				合計			正規の職員・従業員			嘱託・契約社員等											
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性			
調査計	34,018	19,776	14,242	27,968	17,945	10,023	24,429	16,088	8,341	3,539	1,857	1,682	269	140	129	4,233	1,098	3,135	1,548	593	955
	100.0	58.1	41.9	100.0	64.2	35.8	100.0	65.9	34.1	100.0	52.5	47.5	100.0	52.0	48.0	100.0	25.9	74.1	100.0	38.3	61.7
建設業	1,863	1,579	284	1,849	1,558	291	1,577	1,350	227	181	171	10	19	17	2	44	16	28	42	25	17
	100.0	84.8	15.2	100.0	84.3	15.7	100.0	85.6	14.4	100.0	94.5	5.5	100.0	89.5	10.5	100.0	36.4	63.6	100.0	59.5	40.5
製造業	10,913	7,441	3,472	8,699	6,116	2,583	8,551	6,419	2,132	1,270	656	614	63	30	33	463	83	380	566	253	313
	100.0	68.2	31.8	100.0	70.3	29.7	100.0	75.1	24.9	100.0	51.7	48.3	100.0	47.6	52.4	100.0	17.9	82.1	100.0	44.7	55.3
卸・小売業	3,108	1,751	1,357	1,840	1,208	632	1,584	1,062	522	256	146	110	2	1	1	936	356	580	330	186	144
	100.0	56.3	43.7	100.0	65.7	34.3	100.0	67.0	33.0	100.0	57.0	43.0	100.0	50.0	50.0	100.0	38.0	62.0	100.0	56.4	43.6
金融・保険	3,696	1,785	1,911	2,966	1,685	1,281	2,664	1,564	1,100	302	121	181	-	-	-	714	99	615	16	1	15
	100.0	48.3	51.7	100.0	56.8	43.2	100.0	58.7	41.3	100.0	40.1	59.9	-	-	-	100.0	13.9	86.1	100.0	6.3	93.8
教育関係	501	244	257	1,217	790	427	365	206	159	43	12	31	2	2	-	81	22	59	10	2	8
	100.0	48.7	51.3	100.0	64.9	35.1	100.0	56.4	43.6	100.0	27.9	72.1	100.0	100.0	-	100.0	27.2	72.8	100.0	20.0	80.0
運輸・通信・放送業	2,594	2,095	499	2,401	2,055	346	1,957	1,673	284	290	246	44	18	18	-	184	98	86	145	60	85
	100.0	80.8	19.2	100.0	85.6	14.4	100.0	85.5	14.5	100.0	84.8	15.2	100.0	100.0	-	100.0	53.3	46.7	100.0	41.4	58.6
電気・ガス・水道業	492	400	92	460	400	60	444	386	58	16	14	2	-	-	-	15	-	15	17	-	17
	100.0	81.3	18.7	100.0	87.0	13.0	100.0	86.9	13.1	100.0	87.5	12.5	-	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0
サービス業	2,808	1,997	811	2,271	1,738	533	1,905	1,570	335	366	168	198	8	6	2	488	224	264	41	29	12
	100.0	71.1	28.9	100.0	76.5	23.5	100.0	82.4	17.6	100.0	45.9	54.1	100.0	75.0	25.0	100.0	45.9	54.1	100.0	70.7	29.3
医療・福祉	6,864	1,825	5,039	5,230	1,665	3,565	4,748	1,416	3,332	486	159	327	128	45	83	1,146	168	978	356	37	319
	100.0	26.6	73.4	100.0	31.8	68.2	100.0	29.8	70.2	100.0	32.7	67.3	100.0	35.2	64.8	100.0	14.7	85.3	100.0	10.4	89.6
その他	1,179	659	520	963	606	357	634	442	192	329	164	165	29	21	8	162	32	130	25	-	25
	100.0	55.9	44.1	100.0	62.9	37.1	100.0	69.7	30.3	100.0	49.8	50.2	100.0	72.4	27.6	100.0	19.8	80.2	100.0	-	100.0
20~49人	6,191	3,659	2,532	4,452	3,047	1,405	3,992	2,788	1,204	481	278	203	46	22	24	1,267	367	900	405	204	201
	100.0	59.1	40.9	100.0	0.7	31.6	100.0	0.7	30.2	100.0	0.6	42.2	100.0	0.5	52.2	100.0	0.3	71.0	100.0	0.5	49.6
50~99人	5,993	3,590	2,403	5,005	3,257	1,748	4,238	2,871	1,367	767	386	381	40	31	9	709	151	558	239	151	88
	100.0	59.9	40.1	100.0	65.1	34.9	100.0	67.7	32.3	100.0	0.5	49.7	100.0	0.8	22.5	100.0	0.2	78.7	100.0	0.6	36.8
100人以上	21,834	12,527	9,307	19,187	12,010	7,177	16,199	10,429	5,770	2,291	1,193	1,098	183	87	96	2,257	580	1,677	904	238	666
	100.0	57.4	42.6	100.0	0.6	37.4	100.0	0.6	35.6	100.0	0.5	47.9	100.0	0.5	52.5	100.0	0.3	74.3	100.0	0.3	73.7
令和3年調査計	30,660	16,610	14,050	24,605	15,090	9,515	21,056	13,500	7,556	3,549	1,590	1,959	328	162	166	4,326	944	3,382	1,401	414	987
	100.0	54.2	45.8	100.0	61.3	38.7	100.0	64.1	35.9	100.0	44.8	55.2	100.0	49.4	50.6	100.0	21.8	78.2	100.0	29.6	70.4
令和2年調査計	30,702	17,572	13,130	24,638	15,526	9,112	21,095	13,859	7,236	3,543	1,667	1,876	419	203	216	4,824	1,467	3,357	787	345	442
	100.0	57.2	42.8	100.0	63.0	37.0	100.0	65.7	34.3	100.0	47.1	52.9	100.0	48.4	51.6	100.0	30.4	69.6	100.0	43.8	56.2

II. 労働時間

1. 所定外労働時間

1事業所平均で115時間16分(年平均)

令和3年8月から令和4年7月までの年平均所定外労働時間は、1事業所平均で「115時間16分」であり、男性平均が「128時間10分」女性平均が「68時間56分」で、この男女差は「59時間14分」となっている。

これを労働者規模別にみると、最も短いのが50～99人の「107時間40分」、最も長いのが20～49人の「118時間59分」で、両者の差は「11時間19分」である。また、産業別では、最も短いのが医療・福祉の「45時間20分」、最も長いのは運輸・通信・放送業の「196時間46分」で、両者の差は「151時間26分」となっている。

表3 所定外労働時間（令和3年8月から令和4年7月まで期間における年平均時間）

区 分	全体平均	男性平均	女性平均
調査計平均	115 時間 16 分	128 時間 10 分	68 時間 56 分
建設業	157 時間 21 分	182 時間 11 分	48 時間 5 分
製造業	126 時間 13 分	138 時間 36 分	95 時間 49 分
卸・小売業	99 時間 2 分	111 時間 51 分	61 時間 10 分
金融・保険	61 時間 13 分	73 時間 33 分	52 時間 13 分
教育関係	130 時間 34 分	101 時間 40 分	61 時間 0 分
運輸・通信 ・放送業	196 時間 46 分	225 時間 27 分	101 時間 13 分
電気・ガス ・水道業	135 時間 10 分	75 時間 23 分	52 時間 15 分
サービス業	95 時間 54 分	115 時間 27 分	56 時間 55 分
医療・福祉	45 時間 20 分	50 時間 56 分	45 時間 11 分
その他	96 時間 54 分	104 時間 59 分	69 時間 19 分
20～49人	118 時間 59 分	135 時間 27 分	65 時間 19 分
50～99人	107 時間 40 分	120 時間 18 分	79 時間 17 分
100人以上	114 時間 43 分	119 時間 51 分	66 時間 27 分
令和3年 調査計	108 時間 24 分	129 時間 11 分	71 時間 28 分
令和2年 調査計	112 時間 36 分	128 時間 12 分	74 時間 12 分

※全体平均のみの回答があるため、単純に男性と女性の合計平均でない場合があります。

Ⅲ. 休暇制度

1. 年次有給休暇

年次有給休暇の状況	
付与日数	17.8日
取得日数	9.8日
取得率	55.1%

年次有給休暇の付与日数の平均は 17.8 日であり、繰越日数は 14.3 日、取得日数は 9.8 日で、取得率は 55.1%となっている。

これを労働者規模別にみると 100 人以上の取得日数 10.7 日で取得率 58.8%が最も高く、20～49 人の 9.3 日で 52.5%が最も低くなっている。また、産業別では、取得日数が最も多いのは金融・保険の 11.6 日で、最も少ないのは運輸・通信・放送業の 8.2 日であり、その差は取得日数で 3.4 日となっている。また、取得率が最も高いのは、医療・福祉の 60.9%で、最も低いのは運輸・通信・放送業の 44.6%であり、その差は取得率で 16.3 ポイントとなっている。

表4 年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無 下段：%

区 分	回答 事業所数	取 得 状 況			
		付与日数:A	繰越日数	取得日数:B	取得率B/A
調 査 計	268	17.8	14.3	9.8	55.1%
建 設 業	38	16.2	14.3	9.3	57.4%
製 造 業	64	17.8	15.3	10.5	59.0%
卸・小売業	33	18.6	14.6	8.5	45.7%
金融・保険	9	21.1	17.6	11.6	55.0%
教育関係	7	19.3	14.0	10.0	51.8%
運輸・通信 ・放送業	25	18.4	13.9	8.2	44.6%
電気・ガス ・水道業	6	18.8	19.3	11.1	59.0%
サービス業	35	17.9	13.0	9.5	53.1%
医療・福祉	38	16.9	13.3	10.3	60.9%
その他	13	17.8	11.5	10.9	61.2%
20～49人	139	17.7	14.4	9.3	52.5%
50～99人	62	17.4	13.5	9.8	56.3%
100人以上	66	18.2	15.1	10.7	58.8%
令和3年 調査計	280	18.1	14.4	9.3	51.4%
令和2年 調査計	282	17.6	13.8	9.1	51.7%

IV. 休業制度等

1. 育児休業制度

育児休業取得者の割合は 女性 97.8%、男性 30.3%

出産者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める育児休業取得者の割合は、女性が97.8%、男性が30.3%である。

政府は男性の育児休業の取得率を令和7年度に50%を目指す」と表明している。

産業別では、男性の取得者割合が高い傾向にあるのが、金融・保険の81.0%となっている。

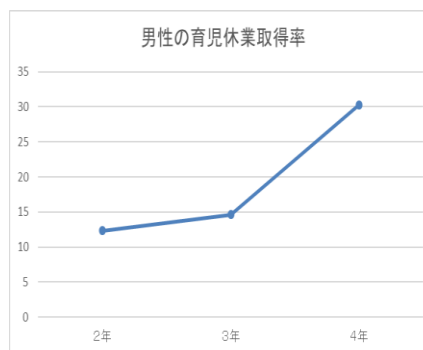


表5 育児休業取得者割合

下段：%

区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合 :A/C%	配偶者が 出産した 者に占め る育児休 業者の割 合:B/D%	出産者数		
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶 者が出産) :D
調査計	410	313	97	97.8	30.3	640	320	320
建設業	11	6	5	100.0	33.3	21	6	15
製造業	102	75	27	98.7	17.1	234	76	158
卸・小売業	16	14	2	100.0	8.3	38	14	24
金融・保険	117	70	47	98.6	81.0	129	71	58
教育関係	2	1	1	100.0	20.0	6	1	5
運輸・通信 ・放送業	9	6	3	100.0	42.9	13	6	7
電気・ガス ・水道業	3	2	1	100.0	100.0	3	2	1
サービス業	13	12	1	100.0	11.1	21	12	9
医療・福祉	131	123	8	96.1	22.2	164	128	36
その他	6	4	2	100.0	28.6	11	4	7
20~49人	45	36	9	100.0	36.0	61	36	25
50~99人	46	37	9	97.4	24.3	75	38	37
100人以上	319	240	79	97.6	30.6	504	246	258
令和3年 調査計	348	298	50	98.3	14.6	645	303	342
令和2年 調査計	291	256	35	95.9	12.3	551	267	284

2. 介護休業制度

介護休業制度の取得状況は総じて低い

介護休業取得状況は次のとおりで、取得者のあった事業所は18事業所と少ない。

取得者の男女別比率は、男性が23.3%、女性が76.7%となっており、多くの産業で女性の比率が高くなっている。

表6 介護休業取得状況 下段：%

区 分	取得者の あった 事業所	取得者の男女別人数と比率		
		計	男性	女性
調 査 計	18	30	7 23.3	23 76.7
建 設 業	1	7	5 71.4	2 28.6
製 造 業	6	7	2 28.6	5 71.4
卸・小売業	-	-	-	-
金融・保険	2	2	-	2 100.0
教育関係	-	-	-	-
運輸・通信	-	-	-	-
運輸・通信 ・放送業	-	-	-	-
電気・ガス ・水道業	1	1	-	1 100.0
サービス業	7	12	-	12 100.0
医療・福祉	1	1	-	1 100.0
20～49人	3	3	-	3 100.0
50～99人	3	9	5 55.6	4 44.4
100人以上	12	18	2 11.1	16 88.9
令和3年 調査計	17	20	2 10.0	18 90.0
令和2年 調査計	14	15	3 20.0	12 80.0

V. 男女共同参画

1. 管理職人数

管理職の人数の男女比は、男性 80.5% 女性 19.5%

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の80.5%に比べ女性は19.5%となっている。福島市の総合計画では、令和7年度までに女性の管理職登用率を20%とすることを目標としている。前々回からの推移をみると市内事業所の登用率は年々増加していることがわかる。

以下の表は、全体及び管理職ポストごとに集計した表である。

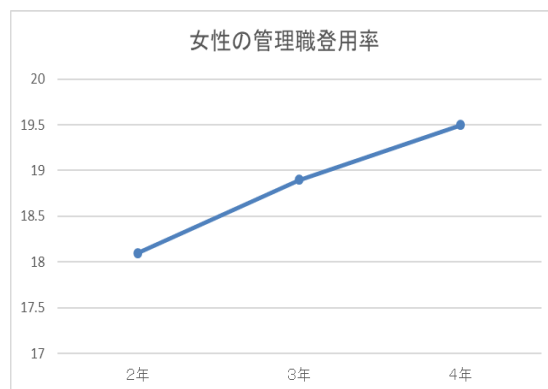


表7 管理職人数 中段：管理職区分別に対する男女比率% 下段斜体文字：総数に対する比率%

区分	総数			係長		課長		部長	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	11,453	9,224	2,229	3,771	1,345	3,570	633	1,883	251
	100.0	80.5	19.5	73.7	26.3	84.9	15.1	88.2	11.8
	<i>100.0</i>	-	-	<i>32.9</i>	<i>11.7</i>	<i>31.2</i>	<i>5.5</i>	<i>16.4</i>	<i>2.2</i>
建設業	1,613	1,304	309	507	174	476	94	321	41
	100.0	80.8	19.2	74.4	25.6	83.5	16.5	88.7	11.3
製造業	3,035	2,637	398	1,205	264	963	99	469	35
	100.0	86.9	13.1	82.0	18.0	90.7	9.3	93.1	6.9
卸・小売業	981	865	116	319	72	375	34	171	10
	100.0	88.2	11.8	81.6	18.4	91.7	8.3	94.5	5.5
金融・保険	1,293	1,009	284	450	244	482	37	77	3
	100.0	78.0	22.0	64.8	35.2	92.9	7.1	96.3	3.8
教育関係	291	227	64	107	26	82	23	38	15
	100.0	78.0	22.0	80.5	19.5	78.1	21.9	71.7	28.3
運輸・通信 ・放送業	930	784	146	297	82	314	47	173	17
	100.0	84.3	15.7	78.4	21.6	87.0	13.0	91.1	8.9
電気・ガス ・水道業	216	202	14	86	11	59	2	57	1
	100.0	93.5	6.5	88.7	11.3	96.7	3.3	98.3	1.7
サービス業	883	704	179	260	91	268	60	176	28
	100.0	79.7	20.3	74.1	25.9	81.7	18.3	86.3	13.7
医療・福祉	1,757	1,143	614	423	325	422	208	298	81
	100.0	65.1	34.9	56.6	43.4	67.0	33.0	78.6	21.4
その他	454	349	105	117	56	129	29	103	20
	100.0	76.9	23.1	67.6	32.4	81.6	18.4	83.7	16.3
20~49人	3,579	2,792	787	1,077	448	1,026	235	689	104
	100.0	78.0	22.0	70.6	29.4	81.4	18.6	86.9	13.1
50~99人	1,933	1,524	409	572	214	589	139	363	56
	100.0	78.8	21.2	72.8	27.2	80.9	19.1	86.6	13.4
100人以上	5,920	4,891	1,029	2,116	681	1,952	257	823	91
	100.0	82.6	17.4	75.7	24.3	88.4	11.6	90.0	10.0

2. 育児等による退職者の再雇用制度

再雇用制度のある事業所の割合は 22.0%

再雇用制度がある事業所の割合は 22.0%である。

再雇用制度がない事業所比率は 56.4%で、半数以上の事業所ではまだ制度を導入していない。

労働者規模別にみると、再雇用制度がある事業所の割合は 20～49 人が最も多く、50 人以上が少ない。また、産業別では、建設業、教育関係、金融・保険の割合が高くなっている。

表8 育児等による退職者の再雇用制度 下段：% 斜体数値は常用労働者内の比率：%

区 分	事業所 総 数	再雇用制 度がある 事業所数	再雇用制 度がない	検討中 である	無回答
調 査 計	273	60	154	59	-
		22.0	56.4	21.6	-
建 設 業	39	13	14	12	-
		33.3	35.9	30.8	-
製 造 業	64	10	42	12	-
		15.6	65.6	18.8	-
卸・小売業	33	8	17	8	-
		24.2	51.5	24.2	-
金融・保険	11	3	6	2	-
		27.3	54.5	18.2	-
教育関係	7	2	4	1	-
		28.6	57.1	14.3	-
運輸・通信 ・放送業	25	5	14	6	-
		20.0	56.0	24.0	-
電気・ガス ・水道業	6	1	5	-	-
		16.7	83.3	-	-
サービス業	35	6	22	7	-
		17.1	62.9	20.0	-
医療・福祉	40	9	22	9	-
		22.5	55.0	22.5	-
その他	13	3	8	2	-
		23.1	61.5	15.4	-
20～49人	141	32	72	37	-
		22.7	51.1	26.2	-
50～99人	63	13	35	15	-
		20.6	55.6	23.8	-
100人以上	68	14	47	7	-
		20.6	69.1	10.3	-
令和3年 調査計	288	58	203	27	-
		20.1	70.5	9.4	-
令和2年 調査計	298	74	176	39	9
		24.8	59.1	13.1	3.0

※再雇用の利用実績がある場合は、「制度がある」事業所数にカウントしています。

別添資料

令和4年度 福島市労働条件実態調査票(簡易調査)

福島市商工観光部 産業雇用政策課 雇用促進係
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-515-7746

記入上の注意

- 福島県が実施した「令和4年労働条件等実態調査」にご回答された事業所におかれましては県の調査票回答のコピーを提出いただくことで本調査の回答に代えていただけます。
- 特に断らない限り、令和4年7月31日現在で、常用労働者についてご記入ください。
- 太線で囲んだ部分が回答欄です。数字で表示されている箇所は、該当する数字を○で囲み空白の箇所は、該当する事項又は数字を記入してください。
- 数字は算用数字で右づめに記入願います。
- この調査でいう「制度」とは、労使協定、労働協約、就業規定等で明示されているものばかりでなく、現在、慣行として行われているものを含みます。なお、現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合は、現在の慣行を「制度」とします。
- 支店を含めず送付先の事業所のみで集計してください。
- 調査票は令和4年11月18日(金)までに返送してください。
- 以下のURL(福島市オンライン申請)からもご回答いただけます。

<http://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202000526>



事業所の名称	No. _____		
所在地			
所属部課名	TEL - -	記入者氏名	
※次回以降メールでの照会・回答を希望する場合(送付先アドレスをご記入ください。)			
@			

主な業種はどれですか。番号にひとつだけ○を付けてください。

1	建設業	2	製造業	3	卸・小売業	4	金融・保険	5	教育関係
6	運輸・通信・放送業	7	電気・ガス・水道業	8	サービス業	9	医療・福祉	10	その他

1. 労働者数

貴事業所の労働者数について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

19人以下の事業所は、
以降の回答は不要です。

区分	男性	女性	計	総合計
常用労働者	①+④ 人	②+⑤ 人	A=③+⑥ 人	A+B+C+D 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ =①+② 人	
嘱託・契約社員等	④ 人	⑤ 人	⑥ =④+⑤ 人	
臨時労働者	人	人	B 人	
パートタイマー	人	人	C 人	
派遣労働者及び 業務請負会社の社員	人	人	D 人	

(注)「常用労働者」とは、期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われる労働者。日々、又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前2月にそれぞれ18日以上雇われた労働者。

「正規の職員・従業員」とは、常用労働者のうち一般に「正社員・正職員」と呼ばれている労働者。

「臨時労働者」とは、繁忙時に一時的に雇い入れられる労働者、あるいは季節的事業、その他短期の有期事業のために雇い入れられる労働者。

「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

2. 所定外労働時間

令和3年8月から令和4年7月までの1年間における一人平均の所定外労働時間は何時間ですか。(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて記入してください。)

区 分	年間の所定外労働時間
男性平均 = $\frac{\text{男性の所定外労働時間の合計}(X)}{\text{常用労働者男性}(a)\text{の人数}}$	時間
女性平均 = $\frac{\text{女性の所定外労働時間の合計}(Y)}{\text{常用労働者女性}(b)\text{の人数}}$	時間
全体平均 = $\frac{(X) + (Y)}{(a) + (b)}$	時間

(注)「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤などの労働時間をいいます。

3. 年次有給休暇

令和3年7月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の実績について、常用労働者一人あたりの平均日数を記入してください。

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
日	日	日

(注)「付与日数」とは、労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇(繰越分除く)日数です。

「繰越日数」とは、労働者が前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。(付与日数と繰越日数の合計が1年間に利用できる有給休暇の日数になります。)

「取得日数」とは、労働者が当該休暇年度内に実際に利用(消化)した日数です。

日数は、小数点以下を切り上げて整数で記入してください。

4. 育児休業制度

育児休業制度利用者の状況について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

- ① 令和3年8月1日から令和4年7月31日までの出産者数(男性の場合は配偶者が出産した者の数)を記入してください。
- ② ①で該当した者のうち、令和4年7月31日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)を記入してください。

①	男性の該当者数	人	②	男性の取得者数	人
	女性の該当者数	人		女性の取得者数	人

5. 介護休業制度

介護休業制度利用者の状況について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

男性	人	女性	人
----	---	----	---

(注)令和3年8月1日から令和4年7月31日までに介護休業制度を利用した人数を記入してください。

6. 男女共同参画

男女別の管理職の人数について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

係長相当職		課長相当職		部長相当職	
男性	女性	男性	女性	男性	女性
人	人	人	人	人	人

(注)「管理職」とは、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断して下さい。

7. 仕事と育児の両立支援

結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

1	あ る	2	な い	3	検 討 中 で あ る
---	-----	---	-----	---	-------------

以上で記入いただく事項は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

労働条件等実態調査報告書

令和5年3月

編集・発行：〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部産業雇用政策課雇用促進係

TEL：024-535-1111(代表)

TEL：024-515-7746(直通)